



平成 28 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 イ マ ジ ニ ア 株 式 会 社
 代表者の役職名 代表取締役会長 兼 CEO 神藏 孝之
 (コード番号：4644・JASDAQ)
 問い合わせ先 取 締 役 兼 CFO 中根 昌幸
 (TEL：03-3343-8911)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 25 日開催の取締役会において、以下のとおり、平成 28 年 6 月 24 日開催予定の第 39 回定時株主総会に、定款の一部変更に係る議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 定款変更の目的

当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、透明性の高い経営を実現し、コーポレートガバナンスの一層の充実を目的として、本日開示の「監査等委員会設置会社への移行および役員等の人事に関するお知らせ」のとおり、監査等委員会設置会社へ移行することにしました。監査等委員会設置会社移行に必要な定款の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は次のとおりであります。(下線部分は変更箇所を示します)

現行定款	変更案
(機関) 第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人 第 5 条～第 17 条 (記載省略) (員数) 第 18 条 当社の取締役は、10 名以内とする。 (新設) (選任方法) 第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。 (任 期) 第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの	(機関) 第 4 条 (現行どおり) (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) 会計監査人 第 5 条～第 17 条 (現行どおり) (員数) 第 18 条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、10 名以内とする。 <u>2. 当社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。</u> (選任方法) 第 19 条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して</u> 、株主総会において選任する。 (任 期) 第 20 条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後 1 年以

<p>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第 22 条 (記載省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 24 条～第 25 条 (記載省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任限定契約)</p> <p>第 27 条 (記載省略)</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(新設)</p>	<p>内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 21 条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第 22 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に對して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる</p> <p>第 24 条～第 25 条 (現行どおり)</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第 26 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、<u>取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって<u>監査等委員である取締役の報酬等とそれ以外の取締役の報酬等とを区別して定める。</u></p> <p>(取締役の責任限定契約)</p> <p>第 28 条 (現行どおり)</p> <p>第 5 章 監査等委員会</p> <p><u>(監査等委員会の権限)</u></p> <p>第 29 条 監査等委員会は、法令に定めのある</p>
--	---

<p>(新設)</p>	<p><u>事項を決定するほか、その職務遂行に必要な権限を行使する。</u></p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p><u>第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第32条 監査等委員会に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p><u>(員 数)</u></p> <p><u>第28条 当社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p><u>(選任方法)</u></p> <p><u>第29条 監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p><u>(任 期)</u></p> <p><u>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p><u>第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第33条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削除)</p>

<p><u>(報酬等)</u> 第 34 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議 によって定める。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の実任限定契約)</u> 第 35 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の 規定により、監査役との間に、任務 を怠ったことによる損害賠償責任を 限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任 の限度額は、法令が規定する額とす る。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第 36 条～第 39 条 (記載省略) (新設)</p>	<p>第 33 条～第 36 条 (現行どおり) 附則 <u>(監査役の実任免除に関する経過措置)</u> 平成 28 年 6 月開催の第 39 回定時株主総会に おいて決議された定款一部変更の効力発生日 以前の社外監査役 (社外監査役であった者を 含む。) の行為に関し、会社法第 427 条第 1 項の規定による損害賠償責任を限定する契約 については、なお、同定時株主総会決議によ る変更前の定款第 35 条に定めるところによ る。</p>

3. 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 28 年 6 月 24 日

定款変更の効力発生日

平成 28 年 6 月 24 日

以 上